



愛知労働局 ～安全衛生水準向上に向けた経営トップの決意結集を期して～

リスクアセスメント 推進事業場



- 「リスクアセスメント推進事業場宣言」は、安全衛生水準向上に向けた**経営トップの決意結集**を期すため、愛知労働局が独自に推進するものです。
- 所定の宣言書に、**事業場の代表者自らご署名**いただき、**管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出**していただきます。宣言を提出された事業場で、ご承諾いただけるものにつきましては、**愛知労働局ホームページで事業場名等を公表**致します。

1

宣言の目的

- リスクアセスメントを通じて、自らの事業に存在する危なさを総合的に評価し、自主的に改善を行う事業場であることを宣言することで、**リスクアセスメントの推進に積極的な取組を行う姿勢を事業場内外に示し、安全衛生管理水準の向上を図っていただく**ことを目的としています。

2

宣言受付期間

- **令和4年度**までを予定しています。

3

宣言の要件

- **愛知県内の事業場**であること。
- 本宣言の趣旨に賛同し、**労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力**いただけること。
- 労働局・労働基準監督署が実施する「**リスクアセスメント出前講座**」又は「**リスクアセスメント集団指導**」に出席していること。（リスクアセスメント出前講座）については裏面を参照してください。）
- リスクアセスメントへの取組姿勢について宣言する趣旨です。そのほかの要件はありません。

- 「リスクアセスメント推進事業場宣言」の宣言書書式他、詳細はこちら。





リスクアセスメントを基礎から学びましょう！

- 愛知労働局または管下労働基準監督署では、依頼を受けて、担当者が複数の事業場が集まる場に出向き、リスクアセスメント等について説明する「**リスクアセスメント出前講座**」を行っています。**(講師料不要)**
- 「リスクアセスメント推進事業場宣言」を行う際の要件に、『労働局・労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。』を挙げています。**リスクアセスメントを基礎から学び、「リスクアセスメント推進事業場宣言」を行いましょう。**

1 出前講座を受けることのできる団体等

- (1) リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、商工会、協同組合その他、**事業者により構成される団体等**（以下「依頼団体」という。）であることが必要です。
- (2) 依頼団体の構成事業場が、**リスクアセスメントの推進に前向き**であることが必要です。
- (3) 依頼団体の**事務局が愛知県内**にあり、**構成事業場に愛知県内の事業場が含まれていること**が必要です。なお、構成事業場の所在地が局又は署の管轄範囲を超えていても差し支えありません。

2 出前講座の受付要件、準備いただく事項等

- (1) 出前講座を受講する事業場（以下「受講事業場」といいます。）は、**愛知県内の事業場を中心**としてください。また、**参加期待数は、10事業場以上**としてください。
- (2) 依頼団体において、受講事業場の名称及び所在地を取りまとめの上、**受講事業場一覧表（予定）として提出**してください。
- (3) 依頼団体において、参加者を収容できる**会場及び、マイク、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード等の必要機器を手配**してください。なお、プロジェクターに接続するノートパソコンは、情報漏洩防止の観点から局又は署備品を使用します。
- (4) 依頼団体において、**配布資料を必要部数印刷し、当日、参加者に配布**してください。なお、資料原稿は、事前に局又は署から PDF 形式ファイルにより配付します。
- (5) 出前講座は、**非営利目的で開催し、90分以上のもの**としてください。

- 出前講座を希望される事業場団体等の皆様は、以上のことをご承諾の上、**開催希望日の1か月前までに、団体事務局を管轄する労働基準監督署あて、申込書及び受講事業場一覧表（予定）を提出**してお申込みください。詳細は署担当者が調整致します。

- 「リスクアセスメント出前講座」の申込書他、詳細はこちら。



- キャッチフレーズ



の解説はこちら。

